

令和7年第2回教育委員会臨時会
(6月19日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和7年6月19日（木）午後4時30分から午後4時35分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出 席 者

教 育 長	佐藤 徳久
教育長職務代理者	浦井 祥子
委 員	神田しげみ
委 員	川崎 修一

○出 席 者

事 務 局 次 長	佐々木洋人
庶 務 課 長	山田 安宏
指 導 課 長	宮脇 隆

○日 程

日程第1 議案審議

第35号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

午後4時30分 開会

○佐藤教育長 ただいまから、令和7年第2回台東区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、川崎委員にお願いいたします。

また、垣内委員は所用のため、本日は欠席でございます。なお、教育長及び在任委員の過半数の出席を得ておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本日の会議は有効に成立しております。

ここで、傍聴について申し上げます。本日、会議の傍聴を希望する方については許可することとしておりますので、ご了承ください。

〈日程第1 議案審議〉

第1号議案

○佐藤教育長 それでは日程第1、議案審議に入ります。

第35号議について、議案の提案理由及び内容を、指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 それでは、第35号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

本議案は、令和7年3月11日の教育委員会で第18号議案にて審議いただき、4月1日から施行いたしました東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、引用条文に誤りがありましたので、それを正すものでございます。当初の改正目的といたしましては、幼稚園教育職員に係る子育て部分休暇の新設及び子の看護のための休暇の改正等に伴う所要の改正でございました。

今回の改正内容について、新旧対照表をご覧ください。第29条の2、第1項中、子の看護等のための休暇の対象年齢について、9歳を12歳に、第3項を第5項に改め、別記様式を添付資料に改めるものとなります。

付則をご覧ください。こちらの規則は公布の日から施行し、4月1日からの適用を予定しております。なお、本規則改正に当たっては、東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第20条により、特別区人事委員会の承認申請を行い、承認いただいているものでございます。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようよろしくお願ひいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、これより採決いたします。

第35号議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

本日の案件は、この1件のみでございます。

その他、何かご発言等はございますか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 以上をもって、本日予定されました議事日程は全て終了いたしました。これをもちまして、本日の臨時会を閉じ、散会といたします。

午後4時35分 閉会